

総務省が実施している平成25年の「住宅・土地統計調査」によると日本の総住宅数6063万戸の内、空き家数は820万戸と5年前より63万戸増加した事が確認された。過去最高の増加である。我が国では人口減少が始まっているのに、新築住宅の優遇政策は継続している。空き家は今後も増加する事が予測される。

空き家の管理責任は所有者が負う事が原則であるが、残念ながら管理不十分な空き家があり、さまざまな問題が発生している。①治安の低下や犯罪発生への誘引、②雑草や害虫の発生による公衆衛生の低下、③経年劣化による建物の瓦や壁の落下で通行人への危害等がある。そこで、全国的に「空

き家対策条例」の制定や、制定の検討を行う自治体が多く出てきている。この条例は、管理不十分な空き家の所有者に対し指導や勧告の命令ができ、命令等に従わない場合は罰則を定めたものが多い。最終的には建物を除却する必要が生じてくる場合もあるが、他人の財産を処分することは容易ではない。お困りの方は専門家にご相談ください。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

☎079-561-2050

tajima\_to-ki@nifty.com

土日相談可

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>